

## 地区文化活動に対する知事賞の交付に関する事務処理要綱

### (趣旨)

第1条 県は、県内各地域で行われる文化活動を奨励するため、当該地域において実施される文化活動の成績優秀者に知事賞を交付する。

### (対象文化事業)

第2条 知事賞交付の対象となる文化事業は、次の各号に掲げる分野に係る事業のうち、県内各地域の文化振興施策等の推進に寄与すると認められる事業で、市町村又は市町村内の

地区等を単位としてコンクール形式で行われるもの（他の課所室及び各地域振興センター（事務所を含む。）が所管するものを除く。）とする。

- (1) 音 楽
- (2) 美 術
- (3) 演 劇
- (4) 舞 踊
- (5) 文 芸
- (6) 映 画
- (7) 古典芸能
- (8) スポーツ
- (9) その他前各号に準ずるもの

2 前項の文化事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事賞交付の対象としない。

- (1) 政治的目的を有するもの又は政治団体が主催するもの
- (2) 宗教的目的を有するもの又は宗教団体が主催するもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 主催者が十分な事業遂行能力を持たないと認められるもの又は設備その他の条件が事業の実施のため十分でないと認められるもの
- (5) 参加者が特に少ないもの
- (6) 参加者に多大な費用の負担を強いるもの
- (7) その他知事が適当でないと認めるもの

### (知事賞の交付数)

第3条 知事賞の交付数は、原則として申請のあった事業1件につき1個とする。ただし、事業の部門がいくつかに分かれているときは、この限りでない。

### (申請)

第4条 知事賞の交付を受けようとする文化事業の主催者は、様式1による申請書を、別表に掲げる文化振興課又は地域振興センター（事務所を含む）の長に提出しなければならない。

2 文化事業について、入場料、出品料を徴収するものにあっては、その事業の収支予算書を前項の申請書に添付しなければならない。

(交付)

第5条 文化振興課又は地域振興センター（事務所を含む）の長は、申請のあったものについて知事賞交付の可否を審査し、適當と認めるものには、知事賞を交付する。

(交付の取消)

第6条 文化振興課又は地域振興センター（事務所を含む）の長は、知事賞の交付を承認した事業が当初の趣旨に反するなど交付が不適當と認められるに至ったときは、交付の承認を取り消すこととする。

(報告)

第7条 知事賞の交付を受けた文化事業の主催者は、事業終了後、速やかに様式2による報告書に必要事項を記載の上、文化振興課又は地域振興センター（事務所を含む）の長に提出しなければならない。

2 入場料、出品料を徴収した文化事業にあっては、その事業の收支報告書を添付しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成18年1月10日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成19年2月13日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

名 称	所 在 地	所 管 区 域
文化振興課	さいたま市浦和区 高砂3-15-1	さいたま市 (1市)
南 部 地域振興 センター	川口市西青木 2-13-1	川口市、蕨市、戸田市 (3市)
南西部 地域振興 センター	朝霞市三原 1-3-1	朝霞市、志木市、和光市、新座市、 富士見市、ふじみ野市、三芳町 (6市1町)
東 部 地域振興 センター	春日部市大沼 1-76	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、 三郷市、吉川市、松伏町 (6市1町)
県 中 地域振興 センター	上尾市大字南 239-1	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、 伊奈町 (4市1町)
川越比企 地域振興 センター	川越市新宿町 1-17-17	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、 越生町 (3市2町)
川越比企 地域振興 センター 東松山事務所	東松山市 六軒町5-1	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、 川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、 東秩父村 (1市7町1村)
西 部 地域振興 センター	所沢市並木 1-8-1	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 日高市 (5市)
利 根 地域振興 センター	行田市本丸 2-20	行田市、加須市、羽生市、久喜市、 蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、 杉戸町 (7市2町)
北 部 地域振興 センター	熊谷市末広 3-9-1	熊谷市、深谷市、寄居町 (2市1町)
北 部 地域振興 センター 本庄事務所	本庄市朝日町 1-4-6	本庄市、美里町、神川町、上里町 (1市3町)
秩 父 地域振興 センター	秩父市東町 29-20	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町 (1市4町)

様式1 (第4条関係)

令和 年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

団体等の名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

地区文化活動への知事賞の交付について（申請）  
下記の事業について、知事賞の交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 行 事 名 \_\_\_\_\_
- 2 目的・趣旨 \_\_\_\_\_
- 3 開 催 日 時 \_\_\_\_\_
- 4 開 催 場 所 \_\_\_\_\_
- 5 参加対象及び参加者数 \_\_\_\_\_
- 6 入場料、出品料等 \_\_\_\_\_
- 7 主 催 者 \_\_\_\_\_
- 8 後 援 者 \_\_\_\_\_
- 9 知事賞交付希望数 \_\_\_\_\_
- 10 部門別（分かれている場合） \_\_\_\_\_
- 11 表 彰 日 \_\_\_\_\_
- 12 その他の特記事項 \_\_\_\_\_
- 13 申 請 先 \_\_\_\_\_

様式2（第6条関係）

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

団体等の名称\_\_\_\_\_

代表者職氏名\_\_\_\_\_

住 所\_\_\_\_\_

電 話 番 号\_\_\_\_\_

知事賞の交付を受けた文化事業の開催結果について（報告）

知事賞の交付を受けた文化事業が終了したので、下記のとおりその結果を報告します。

記

1 行事名\_\_\_\_\_

2 開催日時\_\_\_\_\_

3 開催場所\_\_\_\_\_

4 参加対象及び参加者数\_\_\_\_\_

5 知事賞受賞者名（複数の場合は部門別区分も）  
\_\_\_\_\_

6 その他特記事項  
\_\_\_\_\_

7 報告先\_\_\_\_\_

## 地区文化活動に対する知事賞の交付に関する事務処理要綱の運用方針

昭和 53 年	7 月 27 日	決裁	
昭和 53 年	9 月	1 日	施行
昭和 54 年	10 月	1 日	施行
昭和 57 年	7 月	1 日	施行
平成 5 年	4 月	1 日	施行
平成 9 年	4 月	1 日	施行
平成 12 年	4 月	1 日	施行
平成 20 年	4 月	1 日	施行
平成 28 年	10 月	1 日	施行
令和 3 年	4 月	1 日	施行

### I 第1条関係

1 成績優秀者に交付される賞であるため、抽選や参加者持ち回りで受賞者が決まる行事に対しては、知事賞の交付は行わないものとする。

### II 第2条関係

1 対象となる文化事業は、各分野とも多岐にわたるが、具体的に例示すれば次のようなものである。

#### (1) 音 樂

合唱大会、歌唱コンクール、器楽コンクール、吹奏楽コンクール、  
フォークソング大会、のど自慢大会など

#### (2) 美 術

美術展、絵画展、彫刻展、書道展、写真展、工芸展など

#### (3) 演 劇

演劇祭、人形劇コンクールなど

#### (4) 舞 踊

バレエコンクール、モダンダンスコンクール、社交ダンスコンクールなど

#### (5) 文 芸

文芸賞、短歌大会、俳句大会、川柳大会、作文コンクール、  
読書感想文コンクールなど

#### (6) 映 画

小型映画コンクールなど

#### (7) 古典芸能

民謡民舞大会、邦楽邦舞大会、謡曲大会、詩吟大会、民俗芸能大会など

(8) スポーツ

野球大会、バレー・ボール大会、卓球大会、剣道大会、水泳大会、  
つり大会など

(9) その他

いけばな展、盆栽展、さつき展、刺繍編物展、発明展、科学研究賞など

2 第2項第4号の判定は、具体的には、当該文化事業実施のための組織、資金、会場、設備等を見て行うものとする。

3 第2項第5号に言う「参加者が特に少ないもの」とは、事業の種類が様々なので一概には断定できないが、一応の目安としては、コンクール参加者総数で50人未満、入場者総数で100人未満のものを指すものとする。

4 第2項第6号に言う「多大な費用」とは、事業費との関連などから一概には断定できないが、一応の目安として、出品料、参加料などにあっては500円以上、入場料などにあっては200円以上のものを指すものとする。

### III 第3条関係

1 申請のあった事業1件につき複数の知事賞を交付し得る場合とは、例示すれば次のようにあるものである。

(1) コンクールの部門が学生の部、一般の部などに分かれている場合

(2) コンクールの部門がジャンル別に分かれている場合

例、美術展 絵画部門・彫塑部門・書道部門・写真部門  
文芸賞 小説部門・短歌部門・俳句部門・詩部門

### IV 第4条関係

1 申請書の用紙は、要綱、報告書の用紙とともに、文化振興課及び地域振興センター（事務所を含む）に常時備え置き、申請希望者の利用に供するものとするが、申請は、様式に従っていれば、必ずしもこの用紙によることを要しない。

2 申請書は、知事賞授賞日のおおむね1か月前以前に、直接持参、郵送又はメール等で、文化振興課又は地域振興センター（事務所を含む）に提出されなければならない。

3 申請書に添付する収支予算書については、特に様式に定めないが、収入、支出を分載した具体的なものでなければならない。

## V 第6条関係

1 報告書は、当該文化事業終了後おおむね1か月以内に、直接持参、郵送又はメール等で、文化振興課又は地域振興センター（事務所を含む）に提出されなければならない。報告は様式に従っていれば、必ずしも所定の用紙によることを要しない。